

# 令和5年度福井市低所得世帯物価高騰対策給付金申請書（請求書）

## （住民税均等割のみ課税世帯・こども加算）

<申請を必要とする世帯の場合>



支給市区町村（※令和5年12月1日時点の市区町村）
福井市長 殿

2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

### 1. 申請・請求者（世帯主）

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	明治・大正・昭和・平成・令和	
	年 月 日	電話 ( )

### 2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

\* 平成17年4月2日生まれ以降の児童がいる世帯のみ児童1人当たり50,000円を加算します。該当の児童がいる世帯は下記表の『該当児童チェック欄』に○を記入して下さい。別世帯で扶養している平成17年4月2日生まれ以降の児童がいる場合には、別世帯児童扶養申立書兼申請書（請求書）の別途提出が必要ですので、給付金事務局（電話：0776-43-3070）にお問い合わせ下さい。

該当児童チェック欄	(フリガナ) 氏 名	申請者との続柄	個人番号		現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる	異なる場合には令和5年1月1日時点の住所を記載	令和5年度住民税均等割課税状況
			生年月日	年 月 日			
	(申請者)	本人			<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告

注) 令和5年1月1日時点の住所が現住所と異なる方で、福井市に住民登録がなかった方は、令和5年1月1日時点でお住いの市区町村が発行する住民税課税証明書添付して下さい(該当者全員)。住民税課税証明書が添付されていない場合、給付金を支給することはできません。※世帯内に住民税所得割が課税されている方がいる場合は対象外です。また、原則、中学生以下の方の分は不要です。

### 3. 振込口座（原則、1. の申請・請求者の口座とします。） ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、本人確認書類及び振込先金融機関口座確認書類を添付して下さい。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1.申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせて下さい。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 金融機関コード	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1 普通 2 当座		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方は、福井市価格高騰支援給付金事務局（電話：0776-43-3070）にお問い合わせ下さい。

裏面も必ずご確認ください。

**【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)して下さい。**

**以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。**

令和5年度福井市低所得世帯物価高騰対策給付金\*（以下「給付金(住民税均等割のみ課税世帯・こども加算)」という）の支給要件(※)に該当します。

※給付金(住民税均等割のみ課税世帯・こども加算)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① ア. 世帯の全員が令和5年度住民税均等割のみ課税者、もしくは均等割のみ課税者および均等割非課税者で構成される世帯です。  
イ. 世帯の全員が令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではありません。  
注)住民税における取扱として扶養を受けているか分からない時は、両親や子ども等、家族に確認して下さい。  
ウ. 世帯の中に、租税条約により住民税減免の適用を届け出ている外国人はいません。  
エ. 表面に記載した児童の中に、住民票を異動していない施設入所児童はいません（こども加算対象の場合）。
- ② 世帯の中に、住民税所得割課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に同一の給付金(住民税均等割のみ課税世帯・こども加算)の支給を受けた世帯、又は当該世帯の世帯主、若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません(他自治体での支給も含む)。
- ④ 給付金(住民税均等割のみ課税世帯・こども加算)の支給要件の該当性等を審査等するため、福井市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行う事や必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供する事に同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、福井市において支給決定をした後、給付金(住民税均等割のみ課税世帯・こども加算)の請求書として取り扱います。
- ⑦ 申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年6月30日（消印有効）までに福井市が申請・請求者に連絡・確認ができない場合、給付金(住民税均等割のみ課税世帯・こども加算)が支給されない事に同意します。※申請は令和6年5月31日(消印有効)締切です。
- ⑧ 給付金(住民税均等割のみ世帯・こども加算)の支給後、本申請の記載事項について虚偽である事が判明した場合や本給付金の支給要件に該当しない事が判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

- 令和5年度福井市低所得世帯物価高騰対策給付金申請書(請求書)(住民税均等割のみ課税世帯・こども加算)：本書**※必要事項をご記入下さい。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
※申請・請求者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、健康保険証、障がい者手帳、パスポート等の写し(コピー)をご用意下さい。なお、マイナンバー通知カード(紙製)はご利用頂けません。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』  
※通帳<表紙裏の見開きページ>又はキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意下さい。
- 「**現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる**」欄が「異なる」に該当し、福井市に住民登録がなかった方全員分の令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税課税証明書』の写し(コピー)※世帯内に住民税所得割が課税されている方がいる場合は対象外です。また、原則、中学生以下の方の分の提出は不要です。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

令和5年度福井市低所得世帯物価高騰対策給付金申請書 (請求書)

記入例

(住民税均等割のみ課税世帯・こども加算)

<申請を必要とする世帯の場合>

受付印

支給市区町村 (※令和5年12月1日時点の市区町村)  
福井市長 殿

2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者 (世帯主)

世帯主の方を申請者として下さい。

(フリガナ) 氏名 フクイ タロウ 福井 太郎	生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 45年12月15日	現住所 福井市〇〇町□□-△ 電話 0776 (〇〇) △△△△
----------------------------------	-------------------------------------	--

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

\* 平成17年4月2日生まれ以降の児童がいる世帯のみ児童1人当たり50,000円を加算します。該当の児童がいる世帯は下記表の『該当児童チェック欄』に○を記入して下さい。別世帯で扶養している平成17年4月2日生まれ以降の児童がいる場合には、別世帯児童扶養申立書兼申請書(請求書)の別途提出が必要ですので、給付金事務局(電話:0776-43-3070)にお問い合わせ下さい。

申請者が属する世帯の全員を記入して下さい。

氏名	世帯での続柄	生年月日	現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる	異なる場合には令和5年1月1日時点の住所を記載	令和5年度住民税均等割課税状況
(申請者) フクイ ハナコ 福井 花子	本人	48年10月18日	<input checked="" type="checkbox"/> 異なる	〇〇県〇〇市△△町▽▽▽	<input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
フクイ ユメコ 福井 夢子	妻	30年5月	<input type="checkbox"/> 異なる	〇〇県〇〇市△△町▽▽▽	<input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告

平成17年4月2日生まれ以降の児童に必ず○を記入下さい。

該当するものに✓を記入して下さい(いずれかに✓)。現住所と基準日時点の住所が異なる場合、それぞれの時点の住所を記入して下さい。

ゆうちょ銀行を受取口座に指定する場合、以下を参考にご記載の上、通帳表紙裏の見開きページを必ず添付して下さい。

■ お手持ちのキャッシュカード・通帳で記号が「1」から始まる場合

ゆうちょ銀行の記号・番号

・支店コードは「記号」の2~3桁目の数字の最後に「8」をつける

・口座番号は、桁数に関わらず、「番号」の最後の「1」をとる

記号 1 1 9 4 0 番号 1 2 3 4 5 6 7 1

支店コード 1 9 8 口座番号 1 2 3 4 5 6 7

振込用の口座番号

店名 一九八 店

■ 記号が「0」から始まる場合

ゆうちょ銀行の記号・番号

・支店コードは「記号」の2~3桁目の数字の最後に「9」をつける

・口座番号は、「番号」のまま

記号 0 1 9 3 0 番号 1 2 3 4 5 6

支店コード 1 9 9 口座番号 1 2 3 4 5 6

振込用の口座番号

店名 一九九 店

注) 令和5年1月1日時点の住所が現住所と異なる場合は、住民税均等割課税証明書等を添付して下さい(該当者が課税されている方がいる場合)

3. 振込口座 (原則、1)

※下欄に記載し、本人確認書類【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	※「1.申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせて下さい。
ゆうちょ	一九八 本支店	1 普通	1 2 3 4 5 6 7	フクイ タロウ
金融機関コード	支店コード	2 当座		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方は、福井市価格高騰支援給付金事務局(電話:0776-43-3070)にお問い合わせ下さい。

裏面も必ずご確認下さい。

【誓約・同意事項】 ※

全ての項目を確認し、口にチェック(レ)して下さい。

以下の全ての誓約・同意事項に同意します。

令和5年度福井市低所得世帯物価高騰対策給付金\* (以下「給付金(住民税均等割のみ課税世帯・こども加算)」という) の支給要件(※)に該当します。

※給付金(住民税均等割のみ課税世帯・こども加算)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① ア. 世帯の全員が令和5年度住民税均等割のみ課税者、もしくは均等割のみ課税者および均等割非課税者で構成される世帯です。  
イ. 世帯の全員が令和5年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではありません。  
イ. 注)住民税における取扱として扶養を受けているか分からない時は、両親や子ども等、家族に確認して下さい。  
ウ. 世帯の中に、租税条約により住民税減免の適用を届け出ている外国人はいません。  
エ. 表面に記載した児童の中に、住民票を異動していない施設入所児童はいません(こども加算対象の場合)。
- ② 世帯の中に、住民税所得割課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に同一の給付金(住民税均等割のみ課税世帯・こども加算)の支給を受けた世帯、又は当該世帯の世帯主、若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません(他自治体での支給も含む)。
- ④ 給付金(住民税均等割のみ課税世帯・こども加算)の支給要件の該当性等を審査等するため、福井市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行う事や必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供する事に同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、福井市において支給決定をした後、給付金(住民税均等割のみ課税世帯・こども加算)の請求書として取り扱います。
- ⑦ 申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年6月30日(消印有効)までに福井市が申請・請求者に連絡・確認ができない場合、給付金(住民税均等割のみ課税世帯・こども加算)が支給されない事に同意します。※申請は令和6年5月31日(消印有効)締切です。
- ⑧ 給付金(住民税均等割のみ世帯・こども加算)の支給後、本申請の記載事項について虚偽である事が判明した場合や本給付金の支給要件に該当しない事が判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

添付書類の不備、及び書類の添付もれがないかを必ずご確認ください。

- 令和5年度福井市低所得世帯物価高騰対策給付金(以下「給付金(住民税均等割のみ課税世帯・こども加算)」)：本書※必要事項をご記入下さい。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
※申請・請求者の運転免許証、マイナンバーカード(表面)、健康保険証、障がい者手帳、パスポート等の写し(コピー)をご用意下さい。なお、マイナンバー通知カード(紙製)はご利用頂けません。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』  
※通帳<表紙裏の見開きページ>又はキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意下さい。
- 「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当し、福井市に住民登録がなかった方全員分の令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税課税証明書』の写し(コピー)※世帯内に住民税所得割が課税されている方がいる場合は対象外です。また、原則、中学生以下の方の分の提出は不要です。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありません。

必ず世帯主本人が自署して下さい。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名